

空き家 利活用 コンテスト

2022

住宅・店舗・ゲストハウス
etc...
空き家を改修し、素敵に利活用
している実例を募集します！

住宅部門

空き家を改修し、住宅として
利活用している事例

応募条件

- ①県内の空き家(空き家になる前の用途が住宅(併用住宅、兼用住宅を含む)であった建築物)で、改修工事等を実施し、平成24年4月1日から令和4年3月31日までに改修工事が終了した事例であること。
 - ②建築基準法等の法令違反がないこと。
- ※応募者は、物件の関係者(所有者、管理者、入居者、設計者、施工者)であること。ただし、いずれか1名でも、関係者で構成されるグループによる応募でも構わない。
- ※所有者以外が応募する場合には、所有者の同意が必要。

非住宅部門

空き家を改修し、店舗やゲストハウスなど
非住宅の用途で利活用している事例

応募方法・応募先

とっとり電子申請システム、郵送によるいずれかによるものとする。

【鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課】
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

【とっとり電子申請システム】

https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerDetail_initDisplay.action?tempSeq=6131&accessFrom=



最優秀賞

鳥取県産品

5万円相当

(各部門1点)

優秀賞

鳥取県産品

1万円相当

(各部門から複数点選出)

募集期間

8/1 ~ 9/30
(月) (金)

(12月下旬 審査結果発表)

【主催】鳥取県
【問い合わせ先】地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課
TEL:0857-26-7390 FAX:0857-26-8107
E-mail: chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp

空き家利活用コンテスト2022のご案内

<https://www.pref.tottori.lg.jp/306135.htm>

